

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」改正案の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

改 正 案	現 行
<p>1. 目的及び適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドラインは、経済産業大臣が法を執行する際の基準となるものであるが、従業員の個人情報（雇用管理に関するもの）に関する部分については、<u>雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成24年厚生労働省告示第357号）との整合性に留意した（「従業員」及び「従業者」の用語については、「2-2-3-3.従業者の監督（法第21条関連）」参照。）</u>。このため、本ガイドラインのうちこれらの部分については、厚生労働大臣及び経済産業大臣の共同で作成し、両大臣が共同して法を執行する。</p> <p>(略)</p> <p>2-1-1. 「個人情報」（法第2条第1項関連）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第2条第1項 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>【個人情報に該当する事例】 事例1)～5) (略) 事例6) <u>雇用管理情報（事業者が労働者等（個人情報取扱事業者）に使用されている労働者、個人情報取扱事業者）に使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者）に使用されていた者。以下同じ。）の雇用管理のために収集、保管、利用等する個人情報をいい、その限りにお</u></p>	<p>1. 目的及び適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドラインは、経済産業大臣が法を執行する際の基準となるものであるが、従業員の個人情報（雇用管理に関するもの）に関する部分については、<u>雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）との整合性に留意した（「従業員」及び「従業者」の用語については、「2-2-3-3.従業者の監督（法第21条関連）」参照。）</u>。このため、本ガイドラインのうちこれらの部分については、厚生労働大臣及び経済産業大臣の共同で作成し、両大臣が共同して法を執行する。</p> <p>(略)</p> <p>2-1-1. 「個人情報」（法第2条第1項関連）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法第2条第1項 (略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>【個人情報に該当する事例】 事例1)～5) (略) 事例6) <u>雇用管理情報（会社が従業員を評価した情報を含む。）</u></p>

いて、病歴、収入、家族関係等の機微に触れる情報（以下「機微に触れる情報」という。）を含む労働者個人に関するすべての情報が該当する。以下同じ。）

事例 7)・8) (略)

(略)

2-1-8. 「公表」

法第 18 条第 1 項

(略)

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

特に雇用管理情報は、機微に触れる情報を含むため、事業者は、自らの置かれた状況に応じ、労働者等に内容が確実に伝わる媒体を選択する等の配慮を行うものとする。

(略)

2-1-11. 「本人が容易に知り得る状態」

法第 23 条第 2 項

(略)

法 23 条第 4 項第 3 号

(略)

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

特に雇用管理情報は、機微に触れる情報を含み、第三者に容易に提供しないことを前提に収集されている可能性が高いことから、本人が定期的に関覧すると想定されるウェブサイトへの継続的な掲載、事業所内に

事例 7)・8) (略)

(略)

2-1-8. 「公表」

法第 18 条第 1 項

(略)

「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（国民一般その他不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいう。ただし、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(略)

2-1-11. 「本人が容易に知り得る状態」

法第 23 条第 2 項

(略)

法 23 条第 4 項第 3 号

(略)

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態に置いていることをいい、事業の性質及び個人情報取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

において広く頒布されている刊行物における定期的な掲載等により、本人が確実に知り得ると想定される状態に置くものとする。

(略)

2-2-1. 個人情報の利用目的関係 (法第15条～第16条関連)

(1) 利用目的の特定 (法第15条第1項関連)

法第15条第1項
(略)

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)

具体的には、「〇〇事業※における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。定款や寄附行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならない。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならない。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態に応じ、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、本人の選択によって利用目的の限定ができるようにしたりする等、本人にとって利用目的がより明確になるような取組が望ましい。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定してい

(略)

2-2-1. 個人情報の利用目的関係 (法第15条～第16条関連)

(1) 利用目的の特定 (法第15条第1項関連)

法第15条第1項
(略)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)

具体的には、「〇〇事業※における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられる。定款や寄附行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的をできる限り具体的に特定したことにはならない。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならない。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態に応じ、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、本人の選択によって利用目的の限定ができるようにしたりする等、本人にとって利用目的がより明確になるよう

る場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、事業者において雇用管理情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましく、個別具体的な利用目的を詳細に列挙するまでの必要はないものの、抽象的であっても雇用管理情報の取扱いが利用目的の達成に必要な範囲内か否かを実際に判断できる程度に明確にするものとする。つまり、利用目的の達成に必要な範囲内か否かをめぐって、事業者と本人との間で争いとならない程度に明確にするものとし、当該争いの発生を未然に防止するためには、雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン第 10 に定めるところにより、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うことが望ましい。

また、雇用管理情報は、機微に触れる情報を含むとともに項目ごとに利用目的が異なることも想定されるため、可能な限り個人情報の項目ごとに利用目的を特定することが望ましい。

(略)

2-2-2.個人情報の取得関係（法第 17 条～第 18 条関連）

(1)適正取得（法第 17 条関連）

法第 17 条

(略)

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

なお、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを、不正に取得したり、不正に使用・開示した場合には不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 21 条、第 22 条により刑事罰（行為者に対する 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。法人に対する 3 億円以下の罰金）が科され得る。

また、第三者からの提供（法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（政令第 2 条第 2 号に規定する

な取組が望ましい。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等（個人情報取扱事業者を使用されている労働者、個人情報取扱事業者を使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者に使用されていた者。以下同じ。）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

(略)

2-2-2.個人情報の取得関係（法第 17 条～第 18 条関連）

(1)適正取得（法第 17 条関連）

法第 17 条

(略)

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

なお、不正の競争の目的で、秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを、不正に取得したり、不正に使用・開示した場合には不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 21 条、第 22 条により刑事罰（行為者に対する 10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科。法人に対する 3 億円以下の罰金）が科され得る。

ものから取得した個人情報を除く。)を取得する場合には、提供元の法の遵守状況(例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど)を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面を点検する等により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

(略)

2-2-3-2.安全管理措置(法第20条関連)

法第20条

(略)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の程度を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。その際には、特に、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。以下同じ。)においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。また、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。なお、クレジットカード情報については、別添の「クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて」に掲げられた措置を講じることが望ましい。

(略)

組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者(法第21条参照)

(略)

2-2-3-2.安全管理措置(法第20条関連)

法第20条

(略)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。その際には、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。なお、クレジットカード情報については、別添の「クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて」に掲げられた措置を講じることが望ましい。

(略)

組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者(法第21条参照)

の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という。）を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。

（略）

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

- ① 「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- ・従業員の役割・責任の明確化
 - *個人データの安全管理に関する従業員の役割・責任を職務分掌規程、職務権限規程等の内部規程、契約書、職務記述書等に具体的に定めることが望ましい。
 - ・個人データの安全管理の実施及び運用に関する責任及び権限を有する者として、個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO））を設置し、原則として、役員を任命すること
 - ・個人データの取扱いを総括する部署の設置、及び個人情報保護管理者（CPO）が責任者となり、社内の個人データの取扱いを監督する「管理委員会」の設置
 - ・個人データの取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）における作業責任者の設置及び作業担当者の限定
 - ・個人データを取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む。）の限定
 - ・個人データの取扱いにかかわるそれぞれの部署の役割と責任の明確化
 - ・監査責任者の設置
 - ・個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者が社内の対応を確認すること（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認することを含む）などによる、監査実施体制の整備
 - ・個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実又は兆候があることに気づいた場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
 - ・個人データの漏えい等（漏えい、滅失又はき損）の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
 - *個人データの漏えい等についての情報は代表窓口、苦情処理窓口を

の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下「規程等」という。）を整備運用し、その実施状況を確認することをいう。

（略）

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

- ① 「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- ・従業員の役割・責任の明確化
 - *個人データの安全管理に関する従業員の役割・責任を職務分掌規程、職務権限規程等の内部規程、契約書、職務記述書等に具体的に定めることが望ましい。
 - ・個人情報保護管理者（いわゆる、チーフ・プライバシー・オフィサー（CPO））の設置
 - ・個人データの取扱い（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の作業）における作業責任者の設置及び作業担当者の限定
 - ・個人データを取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む。）の限定
 - ・個人データの取扱いにかかわるそれぞれの部署の役割と責任の明確化
 - ・監査責任者の設置
 - ・監査実施体制の整備
 - ・個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実又は兆候があることに気づいた場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
 - ・個人データの漏えい等（漏えい、滅失又はき損）の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合の、代表者等への報告連絡体制の整備
 - *個人データの漏えい等についての情報は代表窓口、苦情処理窓口を

通じ、外部からもたらされる場合もあるため、苦情の処理体制等との連携を図ることが望ましい（法第31条を参照）。

- ・漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制の整備
- ・漏えい等の事故発生時における主務大臣及び認定個人情報保護団体等に対する報告体制の整備

②～⑤ （略）

【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】

以下、(1)取得・入力、(2)移送・送信、(3)利用・加工、(4)保管・バックアップ、(5)消去・廃棄という、個人データの取扱いの流れに従い、そのそれぞれにつき規程等に記載することが望まれる事項の例を列記する。

(1) 取得・入力

① （略）

② 手続の明確化と手続に従った実施

- ・(略)
- ・個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定（例えば、個人データを入力できる端末では、CD-R、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにするとともに、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限し、媒体及び機器の更新に対応する。）

(2) （略）

(3) 利用・加工

① （略）

② 手続の明確化と手続に従った実施

- ・(略)
- ・個人データを利用・加工できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく、限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末で

通じ、外部からもたらされる場合もあるため、苦情の処理体制等との連携を図ることが望ましい（法第31条を参照）。

- ・漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制の整備
- ・漏えい等の事故発生時における主務大臣及び認定個人情報保護団体等に対する報告体制の整備

②～⑤ （略）

【個人データの取扱いに関する規程等に記載することが望まれる事項の例】

以下、(1)取得・入力、(2)移送・送信、(3)利用・加工、(4)保管・バックアップ、(5)消去・廃棄という、個人データの取扱いの流れに従い、そのそれぞれにつき規程等に記載することが望まれる事項の例を列記する。

(1) 取得・入力

① （略）

② 手続の明確化と手続に従った実施

- ・(略)
- ・個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定（例えば、個人データを入力できる端末では、CD-R、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。）

(2) （略）

(3) 利用・加工

① （略）

② 手続の明確化と手続に従った実施

- ・(略)
- ・個人データを入力できる端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定（例えば、個人データを閲覧だけできる端末では、CD-R、

は、CD-R、USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにするとともに、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続を制限し、媒体及び機器の更新に対応する。)

③・④ (略)

(4)・(5) (略)

人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者（「個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。）に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。

(略)

物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいう。

【物理的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①入退館（室）管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的な保護

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

- ① 「入退館（室）管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
 - ・ 入退館（室）の記録
 - ・ (略)
 - ・ (略)

②「盗難等の防止」を実践するために講じることが望まれる手法の例

USB メモリ等の外部記録媒体を接続できないようにする。)

③・④ (略)

(4)・(5) (略)

人的安全管理措置

人的安全管理措置とは、従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や教育・訓練等を行うことをいう。

(略)

物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止等の措置をいう。

【物理的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①入退館（室）管理の実施
- ②盗難等の防止
- ③機器・装置等の物理的な保護

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

- ① 「入退館（室）管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
 - ・ (追加)
 - ・ (略)
 - ・ (略)

②「盗難等の防止」を実践するために講じることが望まれる手法の例

示

- ・個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上及び車内等への放置の禁止
- ・離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動によるのぞき見等の防止
- ・個人データを含む媒体の施錠保管
- ・氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の個人データの分離保管
- ・個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止
- ・入退館（室）の際における業務上許可を得ていない記録機能を持つ媒体及び機器の持ち込み及び持ち出しの禁止と検査の実施
- ・カメラによる撮影や作業への立ち会い等による記録又はモニタリングの実施

③（略）

技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。

【技術的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理
- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

※技術的安全管理措置については、①から⑧までの各項目を遵守する

示

- ・個人データを記した書類、媒体、携帯可能なコンピュータ等の机上及び車内等への放置の禁止
- ・離席時のパスワード付きスクリーンセイバ等の起動によるのぞき見等の防止
- ・個人データを含む媒体の施錠保管
- ・氏名、住所、メールアドレス等を記載した個人データとそれ以外の個人データの分離保管
- ・個人データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止

③（略）

技術的安全管理措置

技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。

【技術的安全管理措置として講じなければならない事項】

- ①個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ②個人データへのアクセス制御
- ③個人データへのアクセス権限の管理
- ④個人データのアクセスの記録
- ⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ⑥個人データの移送・送信時の対策
- ⑦個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ⑧個人データを取り扱う情報システムの監視

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

（追加）

とともに、複数の手法を組み合わせ、個人データ及びそれを取り扱う情報システム全体の安全性を確保することが重要である。各項目を実践するための各手法については、以降の①～⑧において、項目ごとに例示する。また、技術的安全管理措置の典型的な手法には例えば次のような方法がある。

「②個人データへのアクセス制御」

典型的な手法) ファイアウォール、ルータ、サーバ等の設定

「⑤個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策」

典型的な手法) ウイルス対策ソフトウェアの導入

①「個人データへのアクセスにおける識別と認証」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- 個人データに対する正当なアクセスであることを確認するために正当なアクセス権限を有する者であることの識別と認証（例えば、IDとパスワードによる認証、ワンタイムパスワードによる認証、物理的に所持が必要な認証デバイス（ICカード等）による認証、生体認証等）の実施

＊識別と認証においては、複数の手法を組み合わせることで実現することが望ましい。

＊IDとパスワードを利用する場合には、パスワードの有効期限の設定、同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗したIDを停止する等の措置を講じることが望ましい。

＊生体認証を利用する場合には、当該識別と認証の方法を実施するために必要な情報（例えば、指紋、静脈）が、特定の個人を識別することができることから、個人情報に該当する場合があることに留意する。

- 個人データへのアクセス権限を有する者が使用できる端末又はアドレス等の識別と認証（例えば、MACアドレス認証、IPアドレス認証、電子証明書等）の実施

②「個人データへのアクセス制御」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- 個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化

①「個人データへのアクセスにおける識別と認証」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- 個人データに対する正当なアクセスであることを確認するために正当なアクセス権限を有する者であることの識別と認証（例えば、IDとパスワードによる認証、生体認証等）の実施

＊IDとパスワードを利用する場合には、パスワードの有効期限の設定、同一又は類似パスワードの再利用の制限、最低パスワード文字数の設定、一定回数以上ログインに失敗したIDを停止する等の措置を講じることが望ましい。

- 個人データへのアクセス権限を有する者が使用できる端末又はアドレス等の識別と認証（例えば、MACアドレス認証、IPアドレス認証、電子証明書や秘密分散技術を用いた認証等）の実施

②「個人データへのアクセス制御」を実践するために講じることが望まれる手法の例示

- 個人データへのアクセス権限を付与すべき者の最小化

- ・識別に基づいたアクセス制御（パスワード設定をしたファイルがだれでもアクセスできる状態は、アクセス制御はされているが、識別がされていないことになる。このような場合には、パスワードを知っている者が特定され、かつ、アクセスを許可する者に変更があるたびに、適切にパスワードを変更する必要がある。）の実施
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限（例えば、休業日や業務時間外等の時間帯には情報システムにアクセスできないようにする等）
- ・個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護（例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定）
- ・*個人データを格納するためのデータベースを構成要素に含む情報システムを構築する場合には、当該情報システム自体へのアクセス制御に加えて、情報システムの構成要素であるデータベースへのアクセス制御を別に実施し、それぞれにアクセス権限を設定することが望ましい。
- ・*アクセス権限の設定を情報システム全体と別に実施する場合には、無権限アクセスからの保護に係る機器等の設定として、特に不要アカウントの無効化や初期設定されている標準アカウントのパスワード変更を実施することが望ましい。
- ・個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止（例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装する、業務上必要となる者が利用するコンピュータのみに必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等）
- ・*情報システムの特権ユーザーであっても、情報システムの管理上個人データの内容を知らなくてもよいのであれば、個人データへ直接アクセスできないようにアクセス制御をすることが望ましい。
- ・*特権ユーザーに対するアクセス制御については、例えば、トラステッドOSやセキュアOS、アクセス制御機能を実現する製品等の利用が考えられる。
- ・個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、OS・ウェブアプリケーションのぜい弱性

- ・識別に基づいたアクセス制御（パスワード設定をしたファイルがだれでもアクセスできる状態は、アクセス制御はされているが、識別がされていないことになる。このような場合には、パスワードを知っている者が特定され、かつ、アクセスを許可する者に変更があるたびに、適切にパスワードを変更する必要がある。）の実施
- ・アクセス権限を有する者に付与する権限の最小化
- ・個人データを格納した情報システムへの同時利用者数の制限
- ・個人データを格納した情報システムの利用時間の制限（例えば、休業日や業務時間外等の時間帯には情報システムにアクセスできないようにする等）
- ・個人データを格納した情報システムへの無権限アクセスからの保護（例えば、ファイアウォール、ルータ等の設定）
- ・個人データにアクセス可能なアプリケーションの無権限利用の防止（例えば、アプリケーションシステムに認証システムを実装する、業務上必要となる者が利用するコンピュータのみに必要なアプリケーションシステムをインストールする、業務上必要な機能のみメニューに表示させる等）
- ・*情報システムの特権ユーザーであっても、情報システムの管理上個人データの内容を知らなくてもよいのであれば、個人データへ直接アクセスできないようにアクセス制御をすることが望ましい。
- ・*特権ユーザーに対するアクセス制御については、例えば、トラステッドOSやセキュアOS、アクセス制御機能を実現する製品等の利用が考えられる。
- ・個人データを取り扱う情報システムに導入したアクセス制御機能の有効性の検証（例えば、ウェブアプリケーションのぜい弱性有無の

有無の検証)

- ③「個人データへのアクセス権限の管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施（例えば、定期的に個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適当であることを十分に審査し、その者だけが、登録等の作業を行えるようにする。）
*個人データにアクセスできる者を許可する権限については、情報システム内において当該権限を含む管理者権限を分割する等して、不正利用を防止することが望ましい。
 - 個人データを取り扱う情報システムへの必要最小限のアクセス制御の実施
- ④「個人データへのアクセスの記録」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- 個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
*個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録については、情報システムを構成する各システムへのアクセスや操作の成功と失敗等の記録を組み合わせ、各個人データへのアクセスや操作の失敗を全体として記録することが考えられる。
 - 採取した記録の漏えい、滅失及びき損からの適切な保護
*採取した記録を漏えい、滅失及びき損から保護するためには、当該記録を適切に管理された外部記録媒体ないしログ収集用のサーバ等に速やかに移動することが望ましい。
*システム管理者等の特権ユーザーのアクセス権限を用いても、採取した記録を改ざん・不正消去できないよう、対策することが望ましい。
*個人データを取り扱う情報システムの記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。
- ⑤「個人データを取り扱う情報システムについて不正ソフトウェア対策」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- ウイルス対策ソフトウェアの導入及び当該ソフトウェアの有効性・

検証)

- ③「個人データへのアクセス権限の管理」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- 個人データにアクセスできる者を許可する権限管理の適切かつ定期的な実施（例えば、定期的に個人データにアクセスする者の登録を行う作業担当者が適当であることを十分に審査し、その者だけが、登録等の作業を行えるようにする。）
 - 個人データを取り扱う情報システムへの必要最小限のアクセス制御の実施
- ④「個人データへのアクセスの記録」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- 個人データへのアクセスや操作の成功と失敗の記録（例えば、個人データへのアクセスや操作を記録できない場合には、情報システムへのアクセスの成功と失敗の記録）
 - 採取した記録の漏えい、滅失及びき損からの適切な保護
- *個人データを取り扱う情報システムの記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。
- ⑤「個人データを取り扱う情報システムについて不正ソフトウェア対策」を実践するために講じることが望まれる手法の例示
- ウイルス対策ソフトウェアの導入

安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認）

- ・端末及びサーバ等のオペレーティングシステム（OS）、ミドルウェア（DBMS等）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）の適用
- ・組織で許可していないソフトウェアの導入防止のための対策

⑥「個人データの移送（運搬、郵送、宅配便等）・送信時の対策」を
実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・個人データの移送時における紛失・盗難に備えるための対策（例えば、媒体に保管されている個人データの暗号化等の秘匿化）
- ・盗聴される可能性のあるネットワーク（例えば、インターネットや無線LAN等）による個人データの送信（例えば、本人及び従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等）時における、個人データの暗号化等の秘匿化（例えば、SSL、S/MIME等）

*暗号を利用する場合には、復号に必要な鍵についても十分注意して管理する必要がある。

⑦「個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策」を
実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止（正確な動作確認を要する等、個人データの利用が不可欠な場合であっても、動作確認に影響のない範囲で、個人データの一部を他のデータに置き換える等の措置を講じることが考えられる。）
- ・情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システム又は運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証

⑧「個人データを取り扱う情報システムの監視」を
実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視
- ・個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視

- ・オペレーティングシステム（OS）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）の適用
- ・不正ソフトウェア対策の有効性・安定性の確認（例えば、パターンファイルや修正ソフトウェアの更新の確認）

⑥「個人データの移送（運搬、郵送、宅配便等）・送信時の対策」を
実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・移送時における紛失・盗難が生じた際の対策（例えば、媒体に保管されている個人データの暗号化等の秘匿化）
- ・盗聴される可能性のあるネットワーク（例えば、インターネットや無線LAN等）で個人データを送信（例えば、本人及び従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送等）する際の、個人データの暗号化等の秘匿化

⑦「個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策」を
実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・情報システムの動作確認時のテストデータとして個人データを利用することの禁止
- ・情報システムの変更時に、それらの変更によって情報システム又は運用環境のセキュリティが損なわれないことの検証

⑧「個人データを取り扱う情報システムの監視」を
実践するために講じることが望まれる手法の例示

- ・個人データを取り扱う情報システムの使用状況の定期的な監視
- ・個人データへのアクセス状況（操作内容も含む。）の監視

*個人データを取り扱う情報システムを監視した結果の記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。

*特権ユーザーによる個人データへのアクセス状況については、特に注意して監視することが望ましい。

・個人データを取り扱う情報システムへの外部からのアクセス状況の監視（例えば、IDS・IPS等）

*監視システムを利用する場合には、事業者等が業務で行う送受信の実態に合わせ、当該装置について適切に設定し、定期的にその動作を確認することが必要になる。

2-2-3-3. 従業員の監督（法第21条関連）

法第21条
(略)

個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない（2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。また、特に、中小企業者においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることを望ましい。

(略)

【従業員のモニタリングを実施する上での留意点】

個人データの取扱いに関する従業員及び委託先の監督、その他安全管理措置の一環として従業員を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する場合は、次の点に留意する。

その際、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。また、その重要事項を定めたときは、労働者等に周知することが望ましい。

*個人データを取り扱う情報システムを監視した結果の記録が個人情報に該当する場合があることに留意する。

2-2-3-3. 従業員の監督（法第21条関連）

法第21条
(略)

個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない（2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。）。その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(略)

【従業員のモニタリングを実施する上での留意点】

個人データの取扱いに関する従業員及び委託先の監督、その他安全管理措置の一環として従業員を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング（以下「モニタリング」という。）を実施する場合は、次の点に留意する。

その際、雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて、協議を行うことが望ましい。また、その重要事項を定めたときは、労働者等に周知することが望ましい。

なお、本ガイドライン及び雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン第10に規定する雇用管理情報の取扱いに関する重要事項とは、モニタリングに関する事項等をいう。

(略)

2-2-3-4.委託先の監督（法第22条関連）

法第22条
(略)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)。その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。特に、中小企業者においては、自ら又は委託先の事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定すること、委託先に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれる。

なお、優越的地位にある者が委託元の場合、委託元は、委託先との責任分担を無視して、本人からの損害賠償請求に係る責務を一方的に委託先に課す、委託先からの報告や監査において過度な負担を強いるなど、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。

① 委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも

なお、本ガイドライン及び雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号）第三九（一）に規定する雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項とは、モニタリングに関する事項等をいう。

(略)

2-2-3-4.委託先の監督（法第22条関連）

法第22条
(略)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない(2-1-4.「*電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて」の場合を除く。)。その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じた、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定すること、委託先に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することが含まれる。

① 委託先の選定

委託先を適切に選定するためには、委託先において実施される個人

法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、以下の項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の社内体制、規程等の確認、必要に応じて、実地検査等を行った上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、適切に評価することが望ましい。

(ア) 組織的安全管理措置

- ・ 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ・ 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ・ 個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備
- ・ 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ・ 事故又は違反への対処

(イ) 人的安全管理措置

- ・ 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結
- ・ 従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

(ウ) 物理的安全管理措置

- ・ 入退館（室）管理の実施
- ・ 盗難等の防止
- ・ 機器・装置等の物理的な保護

(エ) 技術的安全管理措置

- ・ 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ・ 個人データへのアクセス制御
- ・ 個人データへのアクセス権限の管理
- ・ 個人データのアクセスの記録
- ・ 個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- ・ 個人データの移送・送信時の対策
- ・ 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- ・ 個人データを取り扱う情報システムの監視

② 委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を合理的に把握する

データの安全管理措置が、委託する当該業務内容に応じて、少なくとも法第20条で求められる安全管理措置と同等であることを、合理的に確認することが望ましい。また、委託先の評価は適宜実施することが望ましい。

② 委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を合理的に把握する

ことを盛り込むことが望ましい。

(削除)

③ 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に、監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じたときは、元の委託元がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は、注意を要する。このため、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告又は承認を求める、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ（例えば、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人データ等）の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることが望ましい。

(略)

【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】

ことを盛り込むことが望ましい。

なお、本人からの損害賠償請求に係る責務を、安全管理措置に係る責任分担を無視して一方的に委託先に課すなど、優越的地位にある者が委託元の場合、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。

③委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。

委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じたときは、元の委託元がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は、注意を要する。

なお、漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ（例えば、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人データ等）の取扱いを委託する場合は、より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望ましい。

また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることが望ましい。

(略)

【個人データの取扱いを委託する場合に契約に盛り込むことが望まれる事項】

- ・委託元及び委託先の責任の明確化
 - ・委託先において、個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の従業者以外の者を含む）の氏名又は役職等（なお、委託の実態に応じて、例えば、契約書とは別に、個人データを取り扱う者のリスト等により、個人データを取り扱う者を把握するなど、適切な対応を行うことが望ましい。）
- ・個人データの安全管理に関する事項
 - ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - ・委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ・委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ・委託契約期間
 - ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- ・再委託に関する事項
 - ・再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認
- ・個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度
- ・契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。）
- ・契約内容が遵守されなかった場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項も含まれる。）
- ・セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

2-2-4.第三者への提供（法第23条関連）

(1) (略)

(2) オプトアウト（法第23条第2項関連）

法第23条第2項
(略)

(略)

- ・委託元及び委託先の責任の明確化
- ・個人データの安全管理に関する事項
 - ・個人データの漏えい防止、盗用禁止に関する事項
 - ・委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ・委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ・委託契約期間
 - ・委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項
- ・再委託に関する事項
 - ・再委託を行うに当たっての委託元への文書による報告
- ・個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度
- ・契約内容が遵守されていることの確認（例えば、情報セキュリティ監査なども含まれる。）
- ・契約内容が遵守されなかった場合の措置
- ・セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

2-2-4.第三者への提供（法第23条関連）

(1) (略)

(2) オプトアウト（法第23条第2項関連）

法第23条第2項
(略)

(略)

(3) 第三者に該当しないもの (法第 2 3 条第 4 項関連)

以下の (i) から (iii) までの場合については、個人情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性がある場合には、第三者に該当しないものとするべきとの考え方に基づき、第三者に該当しないとしており、このような要件を満たす場合には、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。

(i) ~ (ii) (略)

(iii) 共同利用 (法第 2 3 条第 4 項第 3 号関連)

法第 2 3 条第 4 項第 3 号
(略)

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、以下の①から④までの情報をあらかじめ^{*1}本人に通知^{*2}し、又は本人が容易に知り得る状態^{*3}に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしているときには、当該個人データの提供を受ける事業者は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第 1 5 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

また、事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、①から④までの情報のほか、以下に掲げる (ア) から (カ) までの事項について、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしもすべての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(3) 第三者に該当しないもの (法第 2 3 条第 4 項関連)

以下の (i) から (iii) までの場合は、第三者に該当しないため、本人の同意又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、情報の提供を行うことができる。

(i) ~ (ii) (略)

(iii) 共同利用 (法第 2 3 条第 4 項第 3 号関連)

法第 2 3 条第 4 項第 3 号
(略)

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合、以下の①から④までの情報をあらかじめ^{*1}本人に通知^{*2}し、又は本人が容易に知り得る状態^{*3}に置いておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合は、第三者に該当しない。また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合は、既に取得している事業者が法第 1 5 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

共同利用する場合、①から④までの情報のほか、あらかじめ一定の事項につき取り決めておくことが望ましい。

共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしもすべての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。

例えば、グループ企業でイベントを開催する場合において、各子会社から親会社（幹事会社）に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送するときには共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合において、案内状を発送するために発送代行業者に顧客情報を提供するときには、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。

※1「あらかじめ」とは、「個人データの共同利用に当たりあらかじめ」をいう。

※2「本人に通知」については、2-1-7. 参照。

※3「本人が容易に知り得る状態」については、2-1-11. 参照。

【共同利用を行うことがある事例】

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第15条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例3) 外国の会社と取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例4) 企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

①共同して利用される個人データの項目

個人データの項目について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

②共同して利用する者の範囲

なお、共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託先の監督義務を免れるわけでもない。

例えば、グループ企業でイベントを開催する場合に、各子会社から親会社（幹事会社）に顧客情報を集めた上で展示会の案内を発送する場合は共同利用となるが、自社でイベントを開催する場合に、案内状を発送するために発送代行業者に顧客情報を提供する場合は、共同利用者の範囲に含まれるグループ企業内の事業者への提供であったとしても、委託であって、共同利用とはならない。

※1「あらかじめ」とは、「個人データの共同利用に当たりあらかじめ」をいう。

※2「本人に通知」については、2-1-7. 参照。

※3「本人が容易に知り得る状態」については、2-1-11. 参照。

【共同利用を行うことがある事例】

事例1) グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第15条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例2) 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例3) 外国の会社と取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例4) 企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

①共同して利用される個人データの項目

事例1) 氏名、住所、電話番号

事例2) 氏名、商品購入履歴

②共同利用者の範囲（本人からみてその範囲が明確であることを要す

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することである。

したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、事業者の名称等を個別にすべて列挙する必要がない場合もある。

事例) 本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に明確な形で示された「提携基準」及び「最新の共同利用者のリスト」等を、共同利用者の全員が、本人が容易に知り得る状態に置いているとき

③利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その取得時の利用目的をすべて、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

利用目的が個人データの項目によって異なる場合には区別して記載することが望ましい。

④当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用するすべての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

【上記①から④までの事項のほかに取り決めておくことが望ましい事項】

(ア) 共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の

るが、範囲が明確である限りは、必ずしも個別列挙が必要ない場合もある。）

事例) 最新の共同利用者のリストを本人が容易に知り得る状態に置いているとき

③利用する者の取得時の利用目的（共同して利用する個人データのすべての利用目的）

④開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称（共同利用者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する事業者を、「責任を有する者」といい、共同利用者の内部の担当責任者をいうのではない。）

【上記①から④までの事項のほかに取り決めておくことが望ましい事項】

●共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組

枠組)

(イ) 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問い合わせ担当者及び連絡先

(ウ) 共同利用する個人データの取扱いに関する事項

- ・個人データの漏えい等防止に関する事項
- ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
- ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

(エ) 共同利用する個人データの取扱いに関する取決が遵守されなかった場合の措置

(オ) 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

(カ) 共同利用を終了する際の手続

法第23条第5項

(略)

上記③及び④については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内^{※1}で変更することができ、変更する前に、本人に通知^{※2}又は本人が容易に知り得る状態^{※3}に置かなければならない。

また、上記①及び②については原則として変更は認められないが、次の場合、引き続き共同利用を行うことができる。

【引き続き共同利用を行うことができる事例】

事例1) 共同利用を行う事業者や個人データの項目の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例2) 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、当該事業者の事業内容に変更がない場合

事例3) 共同利用を行う事業者について事業の承継^{※4}が行われた場合

※1 「本人が想定することが困難でないと認められる範囲内」については、2-2-1. (2)参照。

※2 「本人に通知」については、2-1-7. 参照。

※3 「本人が容易に知り得る状態」については、2-1-11. 参照。

※4 「事業の承継」については、2-2-4. (3) (ii)参照。

●各共同利用者の個人情報取扱責任者、問い合わせ担当者及び連絡先

●共同利用する個人データの取扱いに関する事項

- ・個人データの漏えい等防止に関する事項
- ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
- ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

●共同利用する個人データの取扱いに関する取決が遵守されなかった場合の措置

●共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

●共同利用を終了する際の手続

法第23条第5項

(略)

上記③及び④については、社会通念上、本人が想定することが困難でないと認められる範囲内^{※1}で変更することができ、変更する前に、本人に通知^{※2}又は本人が容易に知り得る状態^{※3}に置かなければならない。

また、上記①及び②については原則として変更は認められないが、次の場合、引き続き共同利用を行うことができる。

【引き続き共同利用を行うことができる事例】

事例1) 共同利用を行う事業者や個人データの項目の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例2) 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、当該事業者の事業内容に変更がない場合

事例3) 共同利用を行う事業者について事業の承継^{※4}が行われた場合

※1 「本人が想定することが困難でないと認められる範囲内」については、2-2-1. (2)参照。

※2 「本人に通知」については、2-1-7. 参照。

※3 「本人が容易に知り得る状態」については、2-1-11. 参照。

※4 「事業の承継」については、2-2-4. (3) (ii)参照。

(略)

5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格

(1) 個人情報保護のためのマネジメント体制の確立

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのマネジメントシステムを確立し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JIS X 5070「セキュリティ技術—情報技術セキュリティの評価基準」、日本工業規格 JIS Q 27001「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」、日本工業規格 JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティ管理策の実践のための規範」、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「組織における内部不正防止ガイドライン」、総務省・経済産業省の「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」、ISO/IEC 18033（暗号アルゴリズム国際規格）等を、個人データの安全管理措置の実施状況の確認に当たっては、経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」を、それぞれ参考にすることができる。

(2) 個人情報保護を推進する上での考え方や方針の策定等

個人情報取扱事業者は、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをウェブ画面への掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。

個人情報取扱事業者は、一定の事項に関して公表しなければならないが（2-1-8 参照）、個人情報取扱事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針には、消費者等本人の権利利益の保護の観点から、以下に掲げる点を考慮した事項を盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことも重要である。

(略)

5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・規格

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのマネジメントシステムを確立し実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JIS X 5070「セキュリティ技術—情報技術セキュリティの評価基準」、日本工業規格 JIS Q 27001「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項」、日本工業規格 JIS Q 27002「情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティ管理策の実践のための規範」、CRYPTREC（暗号技術評価プロジェクト）の「電子政府推奨暗号リスト」、ISO/IEC 18033（暗号アルゴリズム国際規格）等を、個人データの安全管理措置の実施状況の確認に当たっては、経済産業省の「情報セキュリティ監査制度」を、それぞれ参考にすることができる。

また、個人情報取扱事業者は、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをウェブ画面への掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。

個人情報取扱事業者は、一定の事項に関して公表しなければならないが（2-1-8 参照）、事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針には、消費者等、本人の権利利益の保護の観点から、以下に掲げる点を考慮した事項を盛り込み、本人からの求めに一層対応していくことも重要である。

●事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関する
こと。

(ア) 取得する個人情報の利用目的 (法第18条関係)

すべての利用目的を列記するのではなく、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すなど、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、本人にとって利用目的がより明確になるようにすることが望ましい。

(イ) <個人データの取扱いの委託を行う場合> (法第22条関係)

事業内容の特性、規模及び実態に応じ委託処理の透明化を進めることを盛り込むことが望ましい。

- ・個人データの委託を行うこと。
- ・委託する事務の内容

(ウ) <本人の同意なく第三者提供する場合> (法第23条第2項及び第3項関係)

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(エ) <共同利用する場合> (法第23条第4項及び第5項)

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(オ) 以下の保有個人データに関すること (法第24条、第25条及び第27条関係)。

個人情報の取得元又は取得方法 (取得源の種類等) を可能な限り具体的に明記したり、本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等自主的に利用停止に応じたりするなど、事業活動の特性、規模、実態を考慮して、本人からの求めに対応していくことを盛り込むことが望ましい。

- ・自己の氏名又は名称
- ・すべての保有個人データの利用目的
- ・「開示等の求め」に応じる手続 (定めた場合に限る。)

●事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関する
こと。

(ア) 取得する個人情報の利用目的 (法第18条関係)

すべての利用目的を列記するのではなく、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すなど、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、本人にとって利用目的がより明確になるようにすることが望ましい。

(イ) <個人データの取扱いの委託を行う場合> (法第22条関係)

事業内容の特性、規模及び実態に応じ委託処理の透明化を進めることを盛り込むことが望ましい。

- ・個人データの委託を行うこと。
- ・委託する事務の内容

(ウ) <本人の同意なく第三者提供する場合> (法第23条第2項及び第3項関係)

- ・利用目的に第三者提供が含まれていること。
- ・第三者に提供される個人データの項目
- ・第三者への提供の手段又は方法
- ・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(エ) <共同利用する場合> (法第23条第4項及び第5項)

- ・特定の者との間で共同利用すること。
- ・共同して利用される個人データの項目
- ・共同利用者の範囲
- ・共同して利用する者の利用目的
- ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(オ) 以下の保有個人データに関すること (法第24条、第25条及び第27条関係)。

個人情報の取得元又は取得方法 (取得源の種類等) を可能な限り具体的に明記したり、本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等自主的に利用停止に応じたりするなど、事業活動の特性、規模、実態を考慮して、本人からの求めに対応していくことを盛り込むことが望ましい。

- ・自己の氏名又は名称
- ・すべての保有個人データの利用目的
- ・「開示等の求め」に応じる手続 (定めた場合に限る。)

- ・保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- ・苦情の申出先（認定個人情報保護団体の対象事業者※である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）

(カ) 開示等の求めに応じる手続に関する事（法第29条関係）。

- ・申請書の様式（定めた場合に限る。）
- ・受け付ける方法（定めた場合に限る。）
- ・保有個人データの特定に役立つ情報の提供

(キ) 問い合わせ及び苦情の受付窓口に関する事（法第23条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係）。

- 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- 個人情報の安全管理措置に関する事。
- マネジメントシステムの継続的改善に関する事。

※「認定個人情報保護団体の対象事業者」とは、認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者（傘下企業）、又は団体が苦情処理等の業務を行うことについて当該団体と契約関係等にある事業者等

(3) 消費者等本人に対する分かりやすい説明の実施

個人情報取扱事業者は、消費者等本人との信頼関係を構築する観点から、消費者等本人に対して、個人情報取扱事業者の個人情報保護を推進する上での考え方や方針等について、以下に掲げる基準を参考にして、冗長で分かりにくい表現を避け、消費者等本人に誤解を与えることなく分かりやすい表現で表示することが望ましい。

分かりやすい説明の実施に際して参考とすべき基準

1. 記載事項

(1) 必要十分な記載事項

- 1 個人情報の取扱いに関する情報として、以下の7項目が記載されていること

- ・保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- ・苦情の申出先（認定個人情報保護団体の対象事業者※である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）

(カ) 開示等の求めに応じる手続に関する事（法第29条関係）。

- ・申請書の様式（定めた場合に限る。）
- ・受け付ける方法（定めた場合に限る。）
- ・保有個人データの特定に役立つ情報の提供

(キ) 問い合わせ及び苦情の受付窓口に関する事（法第23条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係）。

- 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- 個人情報の安全管理措置に関する事。
- マネジメントシステムの継続的改善に関する事。

※「認定個人情報保護団体の対象事業者」とは、認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者（傘下企業）、又は団体が苦情処理等の業務を行うことについて当該団体と契約関係等にある事業者等

- 1) 提供するサービスの概要
- 2) 取得する個人情報と取得の方法
- 3) 個人情報の利用目的
- 4) 個人情報や個人情報を加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先
- 5) 消費者等本人による個人情報の提供の停止の可否、訂正及びその方法
- 6) 問合せ先
- 7) 保存期間、廃棄

2. 記載方法

(1) 取得する個人情報とその取得方法に係る記載方法

- 2 取得する個人情報の項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載していること
- 3 取得する個人情報の項目やその取得方法のうち、消費者等本人にとって分かりにくいものを明確に記載していること

(2) 個人情報の利用目的に係る記載方法

- 4 取得する個人情報の利用目的を特定し、具体的に記載していること
- 5 個人情報の利用目的が、取得する個人情報の項目と対応して記載されていること
- 6 取得する個人情報の利用目的のうち、消費者等本人にとって分かりにくいものを明確に記載していること

(3) 第三者への提供の有無及び個人情報や個人情報を加工したデータの提供先に係る記載方法

- 7 個人情報取扱事業者が取得する個人情報や個人情報を加工したデータを第三者に提供する場合、その提供先（事後的に提供先を変更する場合は提供先の選定条件を含む）及び提供目的が記載されていること
- 8 個人情報取扱事業者が取得した個人情報を加工したデータを第三者に提供する場合、その加工方法が記載されていること

(4) 消費者等本人による個人情報の提供の停止の可否及びその方法に係る記載方法

- 9 消費者等本人が個人情報取扱事業者による個人情報の取得の中止又は利用の停止が可能であるかが記載され、可能である場合には取得の中止方法又は利用の停止方法を明示して記載しているこ

と

上記の「参考とすべき基準」は、個人情報を含む「パーソナルデータ」を利活用してサービスを行う事業者が、消費者から「パーソナルデータ」を取得し利用する際に、消費者に対して行う情報提供や個人情報保護を推進する上での考え方や方針等を分かりやすく説明した文書等の内容の適切性を第三者が事前に評価する際のツールとして経済産業省が策定した「評価基準」を基に作成したものである。

同評価基準の評価方法等については、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載されている。

(経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

(4) その他参考となる事項

本ガイドラインで取り上げた典型的な事例のほか、より具体的な事例は「個人情報保護ガイドライン等に関するQ&A」で取り上げる。ただし、同Q&Aの事例も、すべての事例を網羅することを目的とするものではなく、実際には個別事案ごとの検討が必要となる。

同Q&Aは、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載され、随時更新する予定である。

(経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

本ガイドラインで取り上げた典型的な事例のほか、より具体的な事例は「個人情報保護ガイドライン等に関するQ&A」で取り上げる。ただし、同Q&Aの事例も、すべての事例を網羅することを目的とするものではなく、実際には個別事案ごとの検討が必要となる。

同Q&Aは、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載され、随時更新する予定である。

(経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html